

学会主催

ワークショップ1

「小学生対象の『くすり教育』指導者養成ワークショップ」

定員:20名

講師:齋藤 百枝美(帝京大学薬学部)

渡部 多真紀(帝京大学薬学部)

宮本 法子(東京薬科大学)

内容:1.くすり教育を取り巻く法的環境(講義:宮本 法子)

2.くすり教育の必要性 (講義:齋藤 百枝美)

3.くすり教育の帝京大学の実践例(講義:渡部 多真紀)

4.スモールグループディスカッション(SGD)

①自己紹介

②司会、書記、発表者を決める

③SGD

④発表

⑤質疑応答

5.発表

6.総合討議

7.日本社会薬学会くすり教育ワークショップ参加証授与

2015年の34年会会員総会において、『くすり教育』を日本社会薬学会として広めていくことが決議され、その後、本ワークショップが毎年開催されている。この決議には、「一般用医薬品販売制度に関する意見書」の提出が大きく関わっていた。

2013年6月、日本社会薬学会は、インターネットによる一般用医薬品の販売を解禁するとの政府見解に対して、「一般用医薬品販売制度に関する意見書」を提出し、学会として反対の立場を明らかにした。その中で一般用医薬品は、需要者自らの選択により使用されるものであり、このセルフメディケーションを推進するためには、国民の自己決定権をいかに支えるか、国民のためのサポート体制、啓発、薬育が必要であることを表明した。

本ワークショップの企画・開催は、学会として上記の意見書を提出しただけにせず、一般用医薬品販売制度に必須であるくすり教育を推進・啓発していく意思を示したものである。そこで本学会では、学習指導要領には記載されていないが、小学生の「くすり教育」を普及推進するために指導者を養成することとした。

今後、よりいっそうセルフメディケーションが推進される状況下で、くすり教育は学校薬剤師、健康サポート薬局などの薬剤師にとどまらず、すべての薬剤師が取り組むべき課題と考える。とりわけ、医薬品をはじめとする生命や健康に関連する物質の適正使用や管理、指導、啓発が法律によっても明記され、社会的要請にもなっている。

本ワークショップが、参加者の皆様にとって、「薬剤師は、くすりの教育者」であることを再認識できる機会になることを心より願っている。